

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録申請について

1 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のことで、なお、特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

2 登録対象となる事業者

登録対象となるのは、障害支援区分4以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分2以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所で、具体的な対象サービスは以下のとおりです。

対象サービス	システム入力上の分類 (事業の種類細目①)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、共同生活援助	障害福祉サービス事業
施設入所支援	障害者支援施設
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設

3 特定接種の対象者

接種の対象となりえるのは、下記の業務に従事している方です。事業所ごとの接種対象者数として、対象業務の従業者数を登録申請書にて申請ください。

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

4 登録方法

特定接種の登録を希望する事業者は、特定接種管理システム上で登録申請書に必要事項の入力をお願いします。なお、障害福祉サービスと介護保険サービスの兼務など、障害福祉サービス以外の業務と兼務している場合は、いずれか一方の従業者として登録してください。

登録申請には、以下の2点を満たしている必要があります。

- ・業務継続計画（BCP）を策定していること
- ・接種実施医療機関(※)が決まっていること

※接種実施医療機関について

新型インフルエンザ等発生時に、どの医療機関（接種実施医療機関）で特定接種を受け

るかを、あらかじめ決めておく必要があります。

登録申請の際に、接種実施医療機関を自ら確保し、覚書を取り交わしておくことが必要です。（覚書については、登録要領の別添 3 に参考様式があります）

登録申請前に、以下の内容についてご留意願います。

- 登録事業者に勤務する従業員すべてが特定接種の対象となるわけではありません。（上記「3 特定接種の対象者」を参照）
- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。
- 実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けた場合においても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。
- 特定接種の対象として厚生労働大臣に登録されると、厚生労働省のホームページに事業者名、事業の種類、事業所名、事業所の所在地等が公開されます。

<特定接種管理システム>

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

システムの操作方法は、上記サイトに掲載されている「申請者用操作マニュアル」及び「よくある質問」等をご確認ください。

【問合せ先】

(1) 制度について

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当
電話 03-5320-4324

(2) 個別の登録申請について

居宅介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
共同生活援助	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151
施設入所支援	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156
福祉型障害児入所施設	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

【参考】(厚生労働省のホームページ)

- [特定接種 \(国民生活・国民経済安定分野\)](#) (外部サイト)
- [特定接種管理システム公表データ](#) (外部サイト)